

監査委員事務局

令和元年度の部局運営にあたって

- 地方分権の時代において、地方公共団体が住民の信頼を得て行政運営を行うには、予算執行の適正を確保することが大前提であり、そのためには、執行機関の内部統制はもとより、監査によるチェック機能が十分に働くことが必要であるとともに、監査委員による監査は、外部監査人との連携の下に、その機能を充実強化していくことが重要です。
- 大阪府の財政状況は、義務的に負担する社会保障関係経費が増加し続けており、今後も増大する見込みであるなど、引き続き厳しい状況にあります。財政調整基金の取崩しについては、平成30年度最終予算の見込みでは6億円に縮減されたものの、令和元年度の当初予算においては335億円を見込んでいるなど、一層の行財政改革への取組みが必要となっています。
- このような状況の中、本年度の監査に当たっては、引続き専門性と独立性を最大限に発揮しつつ、本府の行財政運営について、合規性だけでなく、経済性、効率性、有効性の観点からの監査を行い、本府の行財政改革と内部統制の整備充実に貢献してまいります。

監査委員事務局の施策概要と令和元年度の主な取組み

地方自治法等の規定により、監査委員の指揮の下、知事その他執行機関から独立した立場で、下記監査等を行います。

監査の実施を通じて、本府の行財政改革と内部統制の整備充実に貢献することを目指します。

定期監査

団体監査（財政的援助団体等(*1)）

例月現金出納検査

一般会計・特別会計、公営企業会計決算審査

基金運用審査

財政健全化判断比率等(*2)審査（財政健全化法）

住民監査請求等特別監査・審査

随時監査